

令和5年厚木市議会第4回会議（6月定例会議）提出案件一覧表 （追加）

- 報告第11号 専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償）
- 報告第12号 専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償）
- 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 議案第50号 工事請負契約の締結について

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

厚木市田村町2丁目28番地先の路上において、庁用車が原動機付自転車に接触した事故における相手方に対して、損害を賠償するため、損害賠償の額を定めること。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
市内の配達業者	294,300円 (物件損害賠償の額)
市内在住の男性(40歳代)	812,389円 (人身損害賠償の額)
合計	1,106,689円

3 専決番号

専決第3号

4 専決処分日

令和5年5月15日

令和5年6月1日提出

厚木市長 山口 貴裕

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

厚木市温水1173番地1先の路上において、庁用車が自転車に接触した事故における相手方に対して、損害を賠償するため、損害賠償の額を定めること。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
市内在住の女性（20歳代）	5,931,857円 (人身損害賠償の額)

3 専決番号

専決第4号

4 専決処分日

令和5年5月16日

令和5年6月1日提出

厚木市長 山口 貴裕

議案第49号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 厚木北公民館新築工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市元町9番4号 |
| 3 契約金額 | 816,464,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市船子1251番地
常濃・武雄特別共同企業体
構成員代表者
常濃建設(株)
代表取締役 成井 雄幸 様 |
| 5 履行期限 | 令和7年2月28日 |

令和5年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

議案第50号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 厚木北公民館新築（電気）工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市元町9番4号 |
| 3 契約金額 | 183,960,700円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市愛甲東2丁目11番2号
ケンモチ電機・ダイト空調特別共同企業体
構成員代表者
（株）ケンモチ電機
代表取締役 釵持 陽子 様 |
| 5 履行期限 | 令和7年2月28日 |

令和5年6月1日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。